

令和6年度行政改善推進会議 議事概要

1 日時

令和6年12月19日（木）13:30～15:30

2 場所

東北管区行政評価局局長室

3 出席者（敬称略）

（委員）

斉藤 睦男（座長）、遠藤 恵子、神部 光崇、芳賀 清光

（事務局）

石山 英顕（局長）、小野 隆之（評価監視部長）、大場 浩司（総務行政相談部長）、
五十嵐 文敏（行政相談課長）、佐野 友則（首席行政相談官）ほか

4 議題

(1) 新規付議事案の審議

児童扶養手当支給認定事務の取扱いについて

(2) その他

- ① 令和6年能登半島地震被災者支援の取組状況について
- ② 令和6年7月25日からの大雨被害（秋田・山形）への対応状況等について
- ③ 当局におけるアウトリーチの取組について

5 議事要旨

(1) 新規付議事案の審議

事務局から新規付議事案（児童扶養手当支給認定事務の取扱いについて）に係る資料に基づく説明が行われた後、事案の検討が行われた。主な意見等は以下のとおり。

（斉藤座長）

児童扶養手当支給認定事務の取扱いについて、事務局から説明がなされたところだが、確認したい点及び質問があれば、遠慮なく発言してほしい。

初めに私から確認だが、本付議事案のきっかけとなった行政相談の内容について、令和6年6月28日時点では協議離婚の届出が提出済みという理解でよろしいか。また、児童扶養手当の支給対象者の判断基準については、形式面（戸籍謄本に親権者と書かれているかどうか等）ではなく、実態面（実際に監護している、生計を同一にしている等）

が重要視されているという理解でよろしいか。

(事務局)

貴見のとおり。

(芳賀委員)

児童扶養手当事務におけるマイナンバーによる戸籍情報の連携というのは、戸籍担当課及び児童扶養手当担当課同士が連携を取るという認識でよろしいか。

(事務局)

貴見のとおり。児童扶養手当担当課において、マイナンバーの情報連携により、申請者の戸籍情報を確認できるようにするというものである。現在は試行運用が進められている段階で、本格的な運用ができるようになるのはこれからである。

(斉藤座長)

論点3については、マイナンバーによる戸籍情報の連携を児童扶養手当事務に応用するという点につき、こちらから何か問題提起することはできないかという発想で議論していきたい。こちらは後ほど、改めて議論することにする。

論点1及び2について、市町村における事務手続という点で密接に関連していることから、併せてこれらから議論していきたい。論点を整理すると、以下のとおり。

- ・ 市町村窓口において、児童扶養手当申請者に向けた情報提供が不足していないか。
- ・ 市町村の事務担当者における補正の取扱いの考え方について、国から周知を図るべきではないか。

(遠藤委員)

チェックリストを活用し、申請者に対し十分に説明を行っている市町村と、説明が十分に行われていない市町村との間に、取組状況の差が生じているのは問題である。先進的な市町村の取組を、取組が進んでいない市町村に伝えることが必要ではないか。

(芳賀委員)

市町村担当者は、日頃から非常に煩雑な事務に追われている。一方で、児童扶養手当は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第1条にあるように、支給対象者の「家庭の生活の安定と自立の促進」を図るためのものである。万が一、申請者に瑕疵（かし）がない場合には、後に補正し、申請者に支給できるようにしていくべきである。

(神部委員)

離婚に伴う経済的な困窮に陥らないように、児童扶養手当の性格に基づいて、申請者に寄り添った対応をしていくべきである。属人的な知識やスキルに頼るのではなく、参考資料にあるようなチェックリストを整備することが求められる。

行政には、「言われなければやらない」、「聴かれないと答えない」という姿勢が見られる。行政といえども、説明責任を果たせるよう、体制を再構築していくべきである。

(斉藤座長)

議論をまとめると、論点1については、情報提供の必要性が大いにありということ意見が一致したとの理解でよろしいか。

論点2について、こども家庭庁の補正に対する考え方は、市町村が今後の事務手続を検討する上での後押しにつながるものと理解され、同庁の補正の取扱いについても周知が必要ということによろしいか。

(一同) 了承

(斉藤座長)

論点3については、試行運用中の制度のため、確定的な意見を述べるのは難しいと思うが、疑問や問題提起があれば自由に発言してほしい。

(事務局)

補足すると、戸籍担当課で入力及び反映された戸籍情報を、児童扶養手当担当課でマイナンバーを利用して確認できるようになるという仕組みである。マイナンバーとの情報連携によって、少なくとも、申請者が戸籍謄本を提出する必要がなくなり、戸籍謄本の取得にかかる手間及び費用負担が削減される。

(芳賀委員)

添付情報とされている住民票からも、離婚や世帯の状況が一定程度確認できるのではないか。

(斉藤座長)

戸籍情報の反映に時間がかかるというのは、マイナンバーとの連携においても同様のことが言えるのではないか。申請時点を受理日とする取扱いが国から示されるといいとの意見が市町村にあったこと及び今回の論点について、事務局を通じてこども家庭庁に伝えてほしい。

(事務局)

国も、市町村の現場の声を漏れなく把握しているわけではないと思うので、市町村の懸念や意見をこども家庭庁に伝える準備を進めている。最終的にはこども家庭庁が決めることになると思うが、その判断材料をお伝えできればと思っている。

(大場部長)

マイナンバーによる戸籍情報の連携によって、戸籍情報を広く利用できるようになったとしても、申請から即座に反映されることはなく、数日間のタイムラグは発生すると思われる。何の確認もなく踏み込むべきではなく、離婚届受理証明書を発行して残しておくべきという意見もあれば、後日離婚の事実を確認できるのであれば、申請時点で離婚届受理証明書の提出は不要にしても問題ないのではないかという意見もある。

(事務局)

本日、会議を欠席している藤田祐子委員から、事前に意見をいただいているので、以下のとおり紹介する。

- ・ 論点1について、説明不足等を防ぐための周知を図ることは重要だと思う。
- ・ 論点2について、申請者に瑕疵がない際の補正の取扱いの国の見解を県・市町村に周知していくことも重要と思う。
- ・ 論点3について、マイナンバーによる戸籍情報の連携の本格運用前後を問わず、可能な限り本人が請求した時点を基準とすべきと思う。支給開始までに離婚の事実が確認できない等の事情がなければ、本人が請求意思を明確にした時点を基準としていいと思う。

(事務局)

論点1及び2については、市町村に対して参考連絡を行い、令和6年度中に公表予定である。

論点3については、こども家庭庁に対して情報提供を行う予定である。こども家庭庁で検討中であることから、公表するかどうかは課室内及びこども家庭庁と協議して決定したい。

(斉藤座長)

最後に、民法における協議離婚の成立時について、今回の児童扶養手当の請求時点の考え方と相通ずるものがあると思うので、紹介させていただく。

協議離婚が成立するためには、届出が戸籍事務管掌者に受け付けられただけでは足りず、受理されることが必要である。しかし、受理があった場合に、その協議離婚の成立時は受理時ではなく、届出の受付時と解されなければならない。受付から受理までの手

続は戸籍事務管掌者において進められるものであり、受け付け後の受理手続の遅れによって協議離婚の成立が影響を受けた場合に、その結果に対する責任を当事者に負わせることは不合理であるからである。

(2) その他

- ① 令和6年能登半島地震被災者支援の取組状況について
- ② 令和6年7月25日から的大雨被害（秋田・山形）への対応状況等について
- ③ 当局におけるアウトリーチの取組について

上記①～③について、事務局から報告した。

以上